

## 【刑 法】

**問題** 次の事例における甲および乙の罪責を論じなさい（特別法違反に関しては不問とする）。

- (1) 生活に困っていた甲は、同じように困っていた乙に自分の知人である資産家のX宅に忍び込み、金品を盗み出すことを持ちかけた。甲は乙に対して、かねてからXに聞いていた金目の物の置いてある室内の場所を教え、また3日後には冬休みで一家4人が自宅を留守にするといった情報を教えたが、自分はX宅近隣の住民に顔を見知られているかもしれないことを危惧し、同宅には出向かないが、重要な情報を与えたのだから盗み出した金品は「山分け」にすることを提案したところ、乙もこれに同意した。
- (2) 話し合っただけで決めた3日後の深夜、乙はX宅の塀を乗り越えて庭に立ち入り、さらに1階の浴室の窓を壊して同宅内部に忍び込むことに成功した。そして、甲から聞いていたとおり、1階居間にあるサイドボードの引き出しを開けたところで、たまたま都合により自宅にいたXに見つかってしまい、同人から「泥棒！」と大声を上げられたため、乙は「このままでは警察に捕まってしまう」と思い、とっさにXに飛びかかり、同人と格闘の末、床に押し倒し、さらにXの身体に馬乗りになり、その顔面を手拳によって複数回にわたり殴打し、さらに同人の頭部を両手で持ち上げ床に複数回にわたって打ち付け、それにより脳震盪を生じさせ、その意識を失わせるに至った。なおXはこれらにより全治1か月の重傷を負った。
- (3) Xが意識を失ったのを確認した後、あらためて乙はサイドボードの引き出しの中身を調べ、そこに現金約100万円と貴金属類（約300万円相当）を見つけ、これらを自分のリュックサックに入れるとすぐにX宅から逃げ出した。